



メルボルン日本人学校

注意義務に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は、メルボルン日本人学校(JSM)のすべての教職員が、本校施設を訪問、使用する本校児童生徒および学校関係者に対して担い、他者に委任することのできない注意義務について、学校関係者に説明することを目的とする。また、児童生徒に対する注意義務を学校教職員が理解した上、それにおいて法的義務を順守した行動を取る事を確認するものである。

方針

「注意義務」とは、個人への身体的、心理的または精神的な危害や施設設備の損傷など、合理的に予見可能な被害リスクを低減すべく適正措置を講じるよう学校に課された法的義務である。本義務の一環として、教員は児童生徒を十分に監督することが求められる。周知の危険からの保護だけでなく、教員が合理的に予測ができ、また予防手段を取ることが可能な事柄からの保護も求められる。

潜在的なリスクや危険に対し、その状況に応じて適正措置が決定されるが、その際は次の要因が考慮される。

- 危害リスクの特定
- 措置が講じられなかった場合に危害が生じる可能性
- 危害の重大性
- 危害リスクが生じ得る活動による社会的効用
- 危害リスクを回避すべく予防策を講じる際に生じる負担

校長は状況に応じて必要な監督者の手配および管理を行う責任を有し、教員は児童生徒を予期できる危害から保護すべく課された監督義務を果たす責任を有する。加えて、教員は自身の性別ではない男女別エリアへも必要に応じて介入する義務を有する。

本校では、校内環境における一般的なリスクを管理する目的で次の方針および手順を策定した。

- アナフィラキシーに関する方針
- 喘息に関する方針
- いじめ防止に関する方針
- 宿泊学習および校外学習に関する方針
- 子どもの安全および福祉に関する方針
- 子どもの安全に関する行動規範
- 子どもの安全への対応義務および通報義務
- デジタル技術に関する方針
- 注意義務に関する方針
- 私物の持ち込みに関する方針
- 児童生徒の携帯電話使用に関する方針
- 紫外線に関する方針

教職員は、校内活動にはそれぞれ異なるレベルのリスクが伴うことを理解している上、年少者や特別な援助を要する児童生徒（英語を第二言語とする者、亡命者、社会的または経済的弱者、脆弱な者、疾患を抱える者）のサポートには細心の注意を払う必要があることを理解している。また、学校施設設備を良好な状態に保ち、施設設備の状態が関係者への怪我や損傷の原因となるリスクを低減すべく適正措置を講じる責任を有することも理解している。

注意義務は他者へ委任されるべきものでないため、児童生徒が参加する活動内容の計画や実施に外部業者が関わる際も、学校側が合理的に予見可能な危害リスクを低減すべく適正措置を講じる必要があることを教職員は理解している。

JSM は、児童虐待行為は一切許容せず、省令第 1359 号および Child Safe Standards（児童安全基準）への準拠を約束する。子どもへのいかなる虐待行為も同児童安全基準に従って通報されるべきであり、その上で通報義務の遂行は極めて重要である。

本方針の実施

校長および教員は児童生徒に対して高水準の配慮を行き届けることを約束する。校長および教員には、合理的に予見可能な危害のリスクを最小限に抑えるべく次のような適正措置を講じる義務がある。

- 学校がEleven Child Safe Standards（児童安全基準11箇条）を遵守する保証
- 適切かつ安全な施設設備の提供
- 適切な監督制度の実施
- いじめ行為防止戦略の実行
- 体調不良または怪我をした児童生徒に応急措置が施される保証
- 教職員の雇用や品行、業績の管理

本業務は委任されるべきものでない。つまり、他者に本任務を任せてはならない。

注意義務は、全般的に合理的に予見可能な負傷のリスクから児童生徒を保護するべく適正措置を講じることを指す。特定の義務要件の一部の例には、安全かつ適切な校舎、校庭、設備備品の提供や、校内および学校活動において十分な監督を行うことなども含まれる。

教員に注意義務が適用されるのは、学校の地理的な敷地内や学校活動中、また教員の指導下で行われる校外学習中に限らない。教員と児童生徒の関係が成立すると見なされる登校前後の状況にも適用される。

通報義務要件に加えて、教員は合理的に予見可能な危害から児童生徒を守る注意義務を有する。注意義務に違反があった場合には、当事者の教員や関連する教員が法的措置の対象となり得る。教員や校長が、子どもに対する性的虐待を含む虐待およびネグレクト被害の事実を実際に知り得た、もしくはその恐れがあることを認識したにも関わらず、迅速かつ積極的な措置を講じなかった場合には、注意義務違反と見なされる。

教員における注意義務は、児童生徒を合理的に予見可能な危害から守り、また怪我をした児童生徒を介助する責任があるという点で、それらに対して法的義務を有さない一般市民の注意義務と比べて重大である。

教員の法的注意義務違反については違反行為発生時の状況により判断が下されるが、教員が児童生徒に対して法的注意義務責任を果たすことを怠る状況の一般的な例として次のようなことが挙げられる。

- 授業時刻に遅れて到着する、または授業終了時刻前に退出する
- 時間割で決められた監護当番に遅れて到着する
- いじめを受けていると申告する児童生徒を保護するにあたり適切な対応を怠る
- 子どもが虐待を受けていると認識しているにもかかわらず適切な通報を怠る
- チャイムが鳴った後に児童生徒の整列を監督する際に遅れて到着する
- 教室に児童生徒たちだけを残した状態にする
- 帽子をかぶっていない児童生徒に対し、日陰で遊ぶよう指示することを怠る
- 危険な遊びしているのを見かけたのにも関わらず介入を怠る
- 空き時間内に承諾なく学校を離れる
- 校外学習中に適切な監督義務を果たすことを怠る

教職員は、専門外の分野に関する(いいかげんな)助言や指導を行わない様指示を受けている。教員は、自身の専門分野内、および校長により指名された役割(教科担当など)を全うする状況でのみ助言、指導を行う。教員は、助言や指導内容の正確性を保証すべきである。教員は、自身の役職とは無関係で専門知識を持ち合わせない分野に関する助言や指導を行ってはならない。

学校外における児童生徒への危険について

法的事例では、教員の注意義務は一日のうちの厳密な時刻に開始、終了するものではないとされている。一般的に、教員の注意義務は学校内外問わず危険が存在する状況で適用されるというアプローチが取られる。しかしながら、いかなる状況においても重要となるのは、危険から児童生徒を保護するために学校が適正な措置を講じたか否かという点である。校外に存在する児童生徒への危険性に対しては、その児童生徒の年齢、緊急性および怪我の重大性に応じて学校が適正な措置を迅速かつ積極的に講じる必要性が生じる場合がある。教職員は常時自身の児童生徒に対する責任を有する。

以下4つの項目の通知および指示内容は全教職員に適用する。

1. 教室内での指導監督について

- 授業中、教職員は教室に児童生徒だけを残した状態で退出してはならない
- 補助スタッフ、保護者、教育実習生の保護下に児童生徒を放置することは不適切である。(注意義務は委任不可能であると法で定められている。)
- 校内課外学習などの外部教育提供業者の保護下に児童生徒を放置することは不適切である。(注意義務は委任不可能であると法で定められている。)
- 緊急事態発生時は、校長、教頭または事務長に連絡を取るか、または近隣教室の教員に伝えること。適当な場合は児童生徒一名に伝達に行ってもらおうこと。
- 児童生徒の素行不良に対する対応としてその児童生徒を教室から退出させる場合、教室外に児童生徒のみで放置してはならない。退出させた児童生徒は、同僚教員の教室または校長の元へ送ること。当事案については書面化し、適切なフォローアップを行うこと。児童生徒を同僚教員または校長の元へ送る際には、前もって連絡を入れその旨を伝えること。

2. 児童生徒の移動について

- 学校内の別の場所で作業を行う目的で、児童生徒に教室からの退出を許可する際には監督が必要である。
- 授業時間内に児童生徒に教室外にて監視者をさせる場合には必ず校長の承認が必要である。
- 授業中に児童生徒がトイレに行く場合には、自由裁量にて許可する事ができる。

3. 監護

- 監護は、教員の注意義務における不可欠な要素である。教員の注意義務は、児童生徒を監督する前向きな方法のひとつであるという明確な理解が確立されている。
- 監督の行き届く教室内と比べ、監視外の環境にある児童生徒には制約が少なく、事故や怪我が発生しやすい状況である点に留意すること。
- 教員は、指定のエリアにて当番表に示された時間帯に監護任務に当たること。
- 任務に当たる教員は、休み時間が終了するまで、もしくは別の教員により交代されるまで、指定のエリアを離れないこと。
- 教員間での引継ぎは指定のエリアにて確実に行われなくてはならない。交代者である教

員が任務に到着しない場合は、そのとき任務に当たっている教員は事務にその旨を伝えるべきであるが、交代者が到着するまで持ち場を離れてはならない。

- 生徒指導の承認なく監護当番表に変更を加えてはならない。
- 警戒しつつよく注意を払うこと。校庭にて危険と思われる行動を見かけた場合にはただちに介入すること。安全規則違反に対して行動規範と論理的帰結を遵守すること。
- 常に歩きまわり、見つけやすい状態にいること。
- 就学時間の前後10分間は生徒を監督しなければならない。

4. 校外学習、校内課外学習、宿泊学習

- 監督の行き届く教室内と比べ、児童生徒への制約が少なく、事故や怪我が発生しやすい状況である点に留意すること。
- 外部教育提供業者による校内課外学習は、教員の監督義務および応急処置義務を放免にするものではない点を理解すること。教員は注意義務責任を全うする者として常時その場に留まること。
- 校外学習中やキャンプ中に、車両への昇降の際やその他のタイミングで定期的に人数確認を行うという学校方針について認識しておくこと。
- 担当教員は部外秘の連絡先情報が掲載された保健安全資料ならびに同意書、および承諾書の複写を携帯する。同時に、本文書の複写は校内にも保管される。
- 参加しない児童生徒へは、別の教員の監督の下、通常授業内容を学校で継続するよう手配する。
- 校外学習や宿泊学習の責任者となった教員、またはその任務を使命された教員は応急処置キットを携帯する。
- 校外学習や宿泊学習からの帰りの到着時間が遅れる場合、責任者の教員が学校の事務に連絡をし、新たな到着予定時間を告げる。その後、児童生徒の保護者にもその旨を連絡の上、上級役職の教職員は到着まで学校に留まる。
- 児童生徒が道路を渡る場面では、所定の横断歩道を使用する。教職員が横断歩道の中央に立ち、視界を確保し横断の秩序を維持する。他の教職員が横断中の児童生徒の流れを管理する。

JSM 教職員は、省令第 1359 号および Child Safe Standards (児童安全基準) の要件を満たす必要があり、これは全教職員、請負業者、ボランティア、また JSM の子どもに関わる作業を行うすべての学校関係者に適用される。

注意義務の法的責任について教職員への通知

以下の方法で法的要件について全教職員に通知される。

- 全教職員は、学年度初めの最初の職員会議で本文書に目を通すよう指示をされる。また本方針はインターネット上にも掲載される。
- 新しい教職員は、本校導入プログラムの一環として、注意義務について通知される。
- 注意義務は職員会議での議事とし、教職員は習熟するよう指示を受ける。
- 宿泊学習や校外学習、校内課外学習の計画を立てる際、教職員は注意義務を含むリスクアセスメントを行う。
- 教職員は、年に一度本方針を読むよう指示を受ける。

その他の情報および資料

- [子どもの安全および福祉に関する方針](#)

- [子どもの安全に関する行動規範](#)
- [子どもの安全への対応義務および通報義務](#)

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。